

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
ねんりんピック岐阜2025

岐阜市実行委員会 設立総会・第1回総会

日時：令和6年6月5日（水）14時00分～

場所：岐阜グランドホテル 西館2F 月の間



 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
ねんりんピック岐阜2025

清流に輝け ひろがれ 長寿の輪
2025年10月18日（土）～21日（火）

設 立 総 会

ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会

設立総会 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ 岐阜市長 柴橋 正直
- 3 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について
 - (1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要
 - (2) ねんりんピック岐阜2025岐阜市実施概要
 - (3) ねんりんピック岐阜2025にかかる主な準備経過
- 4 議 事
 - 第1号議案 ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会
設立（案）について
 - 第2号議案 ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会
会則（案）について
- 5 そ の 他 ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会
役員及び委員の指名と委嘱について
- 6 閉 会

全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

（１）全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心とするテニスや弓道、水泳などの各種スポーツ競技や美術展、音楽文化祭などをはじめとする文化イベント、健康づくりに関するイベントなど、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典です。

ねんりんピックは、健康及び福祉に関し、積極的かつ総合的な普及啓発活動を通じて、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として、厚生省創立50周年を記念して1988年（昭和63年）にスタートし、毎年開催されています。

■ぎふ大会の概要

1. 名称 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
2. 愛称 ねんりんピック岐阜2025
3. 主催 厚生労働省、岐阜県、一般財団法人長寿社会開発センター
4. 共催 スポーツ庁
5. テーマ 清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪
6. 会期 2025年(令和7年)10月18日(土)～10月21日(火)4日間
7. 種目
スポーツ交流大会（10種目）
ふれあいスポーツ交流大会（16種目）
文化交流大会（5種目）
ふれあいレク大会（25種目）
8. 参加予定人員 延べ約60万人（観客を含む）

（２）ねんりんピック岐阜2025岐阜市実施概要

1. 交流大会・ふれあいレク大会
◎交流大会：テニス、弓道、水泳（3種目）
◎ふれあいレク大会：ポッチャ、ユニカール、ミニテニス（3種目）
2. 健康づくり教室
◎各交流大会会場に併設。体力測定、健康づくりの指導や啓発等
3. おもてなし事業（独自イベント）
◎特産品紹介・販売、ミニ観光ツアー、無料ドリンク、おもてなしコーナー等
4. 開催準備スケジュール
◎令和5年度 大会会場検討・決定、実施要綱作成、広報
◎令和6年度 実行委員会設立運営、開催要領作成、実施計画策定、
弓道リハーサル大会開催、広報
◎令和7年度 水泳リハーサル大会開催、本大会開催、報告書作成、広報

(3) ねんりんピック岐阜2025にかかる主な準備経過

| 年度 | 年月日 | 経過概要 |
|-------|-----------------------|---|
| 令和3年度 | 令和4年1月18日 | 「第37回全国健康福祉祭」の岐阜県開催が決定 (厚生労働大臣から岐阜県知事あてに通知) |
| 令和4年度 | 令和4年11月28日 | 「テニス」「弓道」「水泳」「ボッチャ」「ユニカール」 「ミニテニス」の6種目の会場地を承諾 (岐阜市長から岐阜県知事あてに承諾書を提出) |
| | 令和5年3月16日 | 「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会」の会期、実施種目及び会場地が決定 (岐阜県知事から市町村長あてに通知) |
| 令和5年度 | 令和5年4月1日 | 岐阜県清流の国推進部に「ねんりんピック推進事務局」設置 岐阜市福祉部高齢福祉課に「ねんりんピック推進担当」 2名配属 |
| | 令和5年6月6日 | 会議 第1回市町村・競技団体担当者説明会 (主催:岐阜県) |
| | 令和5年8月21日 | 会議 ねんりんピック岐阜2025実行委員会設立総会・第1回総会 (主催:岐阜県) |
| | 令和5年10月27日 ～10月31日 | 「ねんりんピック笑顔のえひめ2023」を視察 |
| | 令和6年2月27日 | 会議 第2回市町村・競技団体担当者説明会 (主催:岐阜県) |
| | 令和6年3月28日 | 会議 ねんりんピック岐阜2025実行委員会第1回常任委員会 (主催:岐阜県) |
| | 令和6年度 | 令和6年4月1日 |
| 令和6年度 | 令和6年5月 日 | 会議 第3回市町村・競技団体担当者説明会 (主催:岐阜県) |
| | 令和6年6月5日 | 会議 ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会設立総会、第1回 総会及び第1回常任委員会を開催 |

※太文字下線付きは岐阜市関連、その他は岐阜県関連

設立総会 第1号議案

ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会の
設立（案）について

第37回全国健康福祉祭りふ大会「ねんりんピック岐阜2025」
において、岐阜市で実施する種目の交流大会及びその関連イベント
を開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、「ねんりんピック
岐阜2025岐阜市実行委員会」を設立する。

設立総会 第2号議案

ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会会則（案）について

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、ねんりんピック岐阜2025岐阜市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（愛称「ねんりんピック岐阜2025」）において、岐阜市で開催される交流大会等（以下「大会等」という。）の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- (2) 大会等の企画及び運営に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織等

（構成及び委員）

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員及び監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大会等の開催に関係する機関又は団体に属する役職者
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 常任委員 25名以内
- (4) 監事 2名

2 会長は、岐阜市長をもって充てる。

3 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

4 監事は、委員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、第11条第6項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会設立の日から第2条に規定する目的が達成されたときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員等が、就任時の所属機関又は所属団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。
- 4 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

(報酬)

第8条 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- 2 前項に掲げるもののほか、会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、委員及び監事が出席する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会へ委任する事項に関すること。
 - (6) 実行委員会の解散に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長に対して、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要と認めるときは、総会に委員以外の関係者へ出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 8 会長は、第3項各号に掲げるもののうち緊急やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、常任委員が出席し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、常任委員のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じ会長が招集し、委員長又は会長が指名した者が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した常任委員がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項各号に掲げる事項について審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第4項、第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 会計

(会計)

第14条 実行委員会の経費は、補助金、負担金等その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の予算は総会の議決により定め、決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第18条 前条の場合において、実行委員会が有する残余財産は、岐阜市に帰属する。

第8章 補則

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、実行委員会の設立の日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和7年3月31日までとする。
- 3 この会則は、実行委員会が解散した日限り、その効力を失う。